

規制シート(様式)

160194901740001

平成28年11月30日

規制の名称	労働組合法に関する規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働組合法(昭和24年法律第174号)第5条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	労働基準局労働関係法課 課長 大隈俊弥
規制目的	労働組合法において定めている特別の保護は労働組合である実体を有し、かつ民主的労働組合であるのにふさわしい規約をもっている労働組合に対してのみ与えることとすることにより、労働組合の民主性・自主性及び責任制の確立を促進すること。		
規制内容の概要	労働組合が労働組合法に定める諸手続に参加し、又は同法に定める不当労働行為の救済を受けるためには、労働委員会に対して証拠を提出し、当該労働組合が同法で定める要件に適合していること、及びその規約には同法により必要とされる記載が含まれていることを立証しなければならないこと。	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	労働組合法において定めている特別の保護は労働組合である実体を有し、かつ民主的労働組合であるのにふさわしい規約をもっている労働組合に対してのみ与えることとすることにより、労働組合の民主性・自主性及び責任制の確立を促進する必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		